

遊休農地を解消して営農をしたい

事業名	遊休農地解消緊急対策事業
分類	【農地・基盤整備】
事業要旨	担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構が遊休農地を借り受け、解消するために必要となる経費を支援します。
事業概要	<p>〔事業主体〕 茨城県農地中間管理機構</p> <p>〔事業内容〕 遊休農地を解消し、営農するために行う簡易な整備を支援します。</p> <p>〔補助要件等〕</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 農用地区域内のうち、草刈り等の簡易な整備で解消可能な1号遊休農地（緑区分）であること。 (2) 機構が使用貸借による10年以上の農地中間管理権を設定すること。 (3) 機構が遊休農地を借り受け、解消した年度の翌年度までに担い手に貸付け等が見込まれること。 <p>※ 所有者不明農地は対象外</p> <p>〔対象経費〕 草刈り、除礫、抜根、整地等に必要な資材費、機械工費、委託料、労務費及びその他必要と認められる経費</p> <p>※ 畦畔除去、暗渠設置、区画整理等は対象外 伐根について、農業生産を目的に新植・改植された樹木は対象外</p> <p>〔補助限度額・補助率〕 定額 上限183千円/10a（整備全体に対する交付額）</p> <p>※ 整備費が交付額を超えた場合は、出し手又は受け手からの徴収</p> <p>〔問合せ先〕 農業経営課 基盤強化G TEL:029-301-3833 (公社)茨城県農林振興公社 農地中間管理事業部 TEL:029-350-8687</p>

農地を貸出したい（農地を貸す方への支援）

事業名	農地集積総合支援事業（機構集積協力金交付事業）				
分類	【農地・基盤整備】				
事業要旨	農地中間管理機構を通じ、担い手への農地の集積や分散した農地の集約化を進めるため、農地の貸出しに協力してくれる方等を支援します。				
事業概要	<p>〔事業主体〕 市町村</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>(1) 地域集積協力金（地域） 地域計画（目標地図）に基づき、農地中間管理機構へまとまった農地を貸付け・農作業委託する地域を支援</p> <p>(2) 集約化奨励金（地域） 地域計画（目標地図）に基づき、農地中間管理機構からの転貸・農作業受託を通じた集約化の取組を支援</p> <p>〔補助要件等〕 農地を10年以上農地中間管理機構に貸し付け、かつ農地が機構から担い手等に貸し付けられること。</p> <p>(1) 地域集積協力金（地域）（いずれか一方を満たすこと） ○農地中間管理機構に貸し付ける地域内の農地のうち、新たに担い手へ貸し付けられる農地の割合が10%以上となること。 ○地域の農地面積に占める同一の耕作者の1haの団地面積が10ポイント以上増加すること。</p> <p>(2) 集約化奨励金（地域） 地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること。等</p> <p>〔補助限度額・補助率〕 ((1)及び(2)について、機構を通じた農作業受託の農地面積は、下記の交付単価に0.5を乗じた交付単価)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 地域集積協力金</td> <td style="text-align: right;">1.3～3.4万円/10a</td> </tr> <tr> <td>(2) 集約化奨励金</td> <td style="text-align: right;">1.0～3.0万円/10a</td> </tr> </table> <p>〔問合せ先〕 農業経営課 基盤強化G TEL：029-301-3833 または、最寄りの農林事務所 企画調整部門 県北：0294-80-3301、県央：029-221-3012、鹿行：0291-33-6285 県南：029-822-7083、県西：0296-24-9164</p>	(1) 地域集積協力金	1.3～3.4万円/10a	(2) 集約化奨励金	1.0～3.0万円/10a
(1) 地域集積協力金	1.3～3.4万円/10a				
(2) 集約化奨励金	1.0～3.0万円/10a				

地域共同で農地・農業用水や地域環境を守りたい

事業名	多面的機能支払交付金
分類	【農地・基盤整備】
事業要旨	地域共同で行う地域資源（農地、水路、農道等）の基礎的保全管理、質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化を図る活動に対し支援します。
事業概要	<p>(1) 農地維持支払交付金</p> <p>【事業主体】 「農業者のみ」又は「農業者及び地域住民等」で構成された活動組織</p> <p>【事業内容】 農用地、水路、農道及びため池等などの保全管理 (草刈、泥上げ、施設の適正管理)</p> <p>【対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日当（活動参加者に対して支払う日当） ・購入・リース費（資材の購入費、機械等の借り上げ費等） など <p>【補助限度額・補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付単価：田 3,000 円/10a 畑 2,000 円/10a 草地 240 円/10a ・補助率：国・県・市町村＝(1/2・1/4)・1/4 <p>(2) 資源向上支払交付金</p> <p>① 共同活動</p> <p>【事業主体】 「農業者及び地域住民等」で構成された活動組織</p> <p>【事業内容】 施設の軽微な補修、生態系保全、景観形成などの地域資源の質的向上活動</p> <p>【対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日当（活動参加者に対して支払う日当） ・購入・リース費（生態系保全の活動の資材、機械等の借り上げ費等） <p>【補助限度額・補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付単価：田 2,400 円/10a 畑 1,440 円/10a 草地 240 円/10a ※多面的機能の増進を図る活動に取組まない場合は、5/6 を乗じた単価 ※共同活動を 5 年間以上実施、又は農地維持、共同活動、長寿命化に取り組む場合には、共同活動の交付単価は 75% ・補助率：国・県・市町村＝(1/2・1/4)・1/4 <p>② 長寿命化</p> <p>【事業主体】 「農業者のみ」又は「農業者及び地域住民等」で構成された活動組織</p> <p>【事業内容】 老朽化が進む水路、農道、ため池等の補修、更新等</p> <p>【対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日当（活動参加者に対して支払う日当） ・購入・リース費（資材の購入費、機械等の借り上げ費等） ・委託費（建設業者への外注費等） など <p>【補助限度額・補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付単価：田 4,400 円/10a 畑 2,000 円/10a 草地 400 円/10a ・補助率：国・県・市町村＝(1/2・1/4)・1/4 <p>【問合せ先】 農地整備課 農村環境農道G TEL:029-301-4259</p>

農地集積・集約化を進めるために耕作条件を改善したい

事業名	耕作条件改善事業
分類	【農地・基盤整備】
事業要旨	農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の推進や高収益作物への転換を図るためのきめ細やかな耕作条件の改善を支援します。
事業概要	<p>〔事業主体〕 市町村、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構、農業法人 等</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>(1) 農地耕作条件改善事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定額助成 区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備等 ・ 定率助成 農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、農作業道、農地造成、管理省力化支援等 <p>(2) 農業基盤整備促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定額助成 上記と同様 ・ 定率助成 上記と同様 <p>(3) 農業水路等長寿命化・防災減災事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定率助成 農業用排水施設の新設、廃止、又は変更 <p>(4) 水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定率助成 農業用排水施設の新設、廃止、又は変更 <p>(5) 畑作等促進整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定額助成 区画拡大 暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設等 ・ 定率助成 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、調査調整等 <p>〔補助要件等〕</p> <p>(1) 農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域</p> <p>(2) 総事業費 200 万円以上</p> <p>(3) 受益者数が 2 者以上</p> <p>(4) 受益面積が 5 ha 以上（農業基盤整備促進事業及び水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）のみ）</p> <p>〔補助率〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定額助成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成単価は、事業種類、現場条件、施工条件等に応じ変動 ・ 助成単価は、事業費の 1/2 相当 ○ 定率助成……国 50%（6 法指定地域等 55%）、県 14%（農地耕作条件改善事業水田貯留機能向上型 21%、農業水路等長寿命化・防災減災事業防災減災対策 18%） <p>〔問合せ先〕 農村計画課 農村総合計画G TEL：029-301-4155 最寄りの農林事務所土地改良部門 （県北 TEL:0294-80-3350、県央 TEL:029-221-6636、鹿行 TEL:0291-33-4120、 県南 TEL:029-822-5045、県西 TEL:0296-24-9246） または土地改良事務所 （高萩 TEL:0293-22-2379、稲敷 TEL:029-892-2411、境 TEL:0280-87-0822）</p>

水田や畑を整備したい、古くなった土地改良施設を直したい

事業名	県単土地改良事業
分類	【農地・基盤整備】
事業要旨	田畑の整備や老朽化した土地改良施設の改修などにより、営農の効率化と農業の振興を図ります。
事業概要	<p>〔事業主体〕 市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合など</p> <p>〔事業内容〕 国補事業の対象とならない小規模な土地改良事業に対する補助</p> <p>〔補助要件等〕 (1)一般地帯型（受益面積 5～20ha） (2)山間急傾斜地帯型（受益面積 1～20ha）</p> <p>〔対象経費〕 1 地区当たり事業費 20 万円以上</p> <p>〔補助率〕 (1)一般地帯型：事業費の 37.5%以内（水田のほ場整備 40%以内、強靱化対策・省エネ対策 50%以内） 区画整理、農地造成、用排水施設、暗渠排水、客土、農道等 (2)山間急傾斜地帯型：事業費の 47.5%以内（水田のほ場整備 50%以内、強靱化対策・省エネ対策 55%以内） 山間急傾斜地帯指定地域で行うもので、区画整理、農地造成、用排水施設、暗渠排水、客土、農道等 (3)土地改良施設緊急補修型：事業費の 25.0%以内 土地改良施設の緊急補修（災害以外の原因による） (4)ため池整備型：事業費の 50.0%以内 ため池施設の新設、改良 (5)防災安全施設型：事業費の 50.0%以内 安全施設の新設、更新、補修費 (6)防災減災施設型：事業費の 50.0%以内 湛水防除施設の小規模な補修や耐震化対策等 (7)有機農業推進型：事業費の 50.0%以内（山間急傾斜地帯は 55.0%以内） 有機農業の取組に必要な区画整理、農地造成、用排水施設、暗渠排水等 など</p> <p>〔問合せ先〕 農村計画課 農村総合計画G TEL：029-301-4155 最寄りの農林事務所 土地改良部門 (県北 TEL：0294-80-3350、県央 TEL：029-221-6636、鹿行 TEL：0291-33-4120、 県南 TEL：029-822-5045、県西 TEL：0296-24-9246) または土地改良事務所 (高萩 TEL：0293-22-2379、稲敷 TEL：029-892-2411、境 TEL：0280-87-0822)</p>

農村の生活環境を改善したい

事業名	農業集落排水施設接続支援事業（森林湖沼環境税活用）
分類	【農地・基盤整備】
事業要旨	湖沼（霞ヶ浦、涸沼、牛久沼）の公共用水域の水質保全のため、市町村の農業集落排水施設の接続率向上に向けた取組に対し支援します。
事業概要	<p>〔事業主体〕 市町村</p> <p>〔事業内容〕 霞ヶ浦、涸沼、牛久沼の湖沼流域において、農業集落排水施設への接続補助を行う市町村に対し、補助金を交付します。 ※事業期間は平成20年度～令和8年度</p> <p>〔補助要件等〕 霞ヶ浦、涸沼、牛久沼流域内で、農業集落排水施設の供用開始後3年以内の接続。さらに霞ヶ浦流域限定で、供用開始後4年目以降も対象。</p> <p>〔対象経費〕 受益者が農業集落排水施設への接続に要した経費のうち、市町村が補助した額の一部</p> <p>〔補助限度額・補助率〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が交付する額の1/2以内（1戸当たり2万円を限度） ・さらに霞ヶ浦流域限定で、「65歳以上または18歳未満の者がいる世帯」のうち課税対象所得の合計が348万円以下の世帯に対し、接続工事費を最大31万円補助 ・ただし、財政力指数が1.0以上の市町村は、交付率を90% <p>〔問合せ先〕 お住まいの市町村 農業集落排水施設担当課 農地整備課 農村環境農道G TEL:029-301-4259</p>

畑地かんがいを活用した営農をしたい

事業名	畑地かんがい営農確立普及事業
分類	【農地・基盤整備】
事業要旨	実証試験結果等により畑かん効果の普及啓発を行い、用水を活用した収益性の高い安定的な畑かん営農を地域に確立させ、農業生産性の向上などを図ります。
事業概要	<p>〔事業主体〕 県（各農林事務所土地改良部門）</p> <p>〔事業内容〕 (1) 畑地かんがい活用新規作物導入実践事業 畑地かんがいを活用した簡易な実証ほ場を設置し、かん水効果の期待できる高収益作物の導入を検討します。 (2) 畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業 畑かん施設を整備した実証ほ場を設置し、省力化と高収益作物の導入に向けた水利用技術・作物栽培管理技術の確立を図ります。 (3) 畑地かんがい営農普及推進事業 畑地かんがいを活用した「実証ほ場」の結果から効果等を検証し、現地研修会や見学会等を通じて畑地かんがい効果のPRを行います。</p> <p>〔実施概要及び利用方法〕 (1) 実証ほ場の設置・運営：年4箇所程度（上記(1)、(2)に対応） 実証ほ場の設置希望者は、最寄りの農林事務所土地改良部門に問合せをお願いします。 (2) 現地研修会及び見学会：随時（上記(3)に対応） 実証ほ場の現地研修等の希望者は、最寄りの農林事務所土地改良部門に問合せをお願いします。</p> <p>〔対象経費〕 (1) 実証ほ場の設置及び運営費用等（畑地かんがい資材及び管理手当）（上記(1)に対応） (2) 効果調査及び資料作成費用等（作成した啓発資料は希望者に無料配布）（上記(2)に対応）</p> <p>〔その他〕 畑地かんがいの効果等を示したPR用DVD（平成27年度作製）の貸出が可能です。貸出しを希望される方は下記に問合せをお願いします。</p> <p>〔問合せ先〕 農地整備課 国営事業推進室 TEL:029-301-4241 最寄りの農林事務所 土地改良部門 事業調整課 （県北 TEL:0294-80-3350、県央 TEL:029-221-6636、鹿行 TEL:0291-33-4120、 県南 TEL:029-822-5045、県西 TEL:0296-24-9241） 県央農林事務所 土地改良部門 那珂川沿岸農業水利事業推進課 TEL:029-224-3410 県西農林事務所 土地改良部門 霞ヶ浦用水推進課 TEL:0296-24-9246</p>

水田を畑地化して、稲作営農から野菜などの高収益作物営農へ転換したい

事業名	水田畑地化推進事業
分類	【農地・基盤整備】
事業要旨	米中心の営農から野菜など高収益作物中心の営農へ転換するため、水田を畑地化し、農家の収益性を向上させることを目的としています。
事業概要	<p>〔事業主体〕 市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人など</p> <p>〔事業内容〕 水田を畑地化するために必要な基盤整備事業及び、それを実施するために必要な関係農家や関係機関との調査・調整活動の支援を行います。</p> <p>〔補助要件等〕 (1)水田受益面積 20ha 未満かつ、地権者が 2 名以上。 (2)水田を畑地化すること。 (3)事業計画書及び、営農計画書等を作成すること。 (4)事業が完了した翌年度から 5 年間、営農計画書に定めた高収益作物を作付けし、営農すること。 また、その 5 年間は毎年度、実施状況報告書に収量や販売額などを記入し、提出すること。</p> <p>〔対象経費〕 (1)畑地化基盤整備事業 用排水施設整備、暗渠排水、客土、畦畔除去などの工事費 (2)畑地化調査・調整事業 (1)事業を実施する事業主体が行うものであり、土地利用・作付け・水利用調整にかかる関係農家の意向調査活動や、関係機関との調査活動に必要な調査・調整費</p> <p>〔補助限度額・補助率〕 (1)畑地化基盤整備事業 : 事業費の 62.5%以内 (2)畑地化調査・調整事業 : 事業費の 50%以内</p> <p>〔問合せ先〕 農地整備課 農地整備G TEL : 029-301-4235 最寄りの農林事務所 土地改良部門 事業調整課 (県北TEL : 0294-80-3350、県央TEL : 029-221-6636、鹿行TEL : 0291-33-4120、 県南TEL : 029-822-5045、県西TEL : 0296-24-9241) または土地改良事務所 (高萩TEL : 0293-22-2379、稲敷TEL : 029-892-2411、境TEL : 0280-87-0822)</p>

生産条件が不利な地域での営農を支援したい

事業名	中山間地域農業基盤整備促進事業
分類	【農地・基盤整備】
事業要旨	中山間地域において、水田から畑地への転換等のための簡易な基盤整備を行うことによって、地域の活性化を図るとともに、意欲のある農業者を育成することを目的としています。
事業概要	<p>〔事業主体〕 市町、土地改良区、農業協同組合、その他相当と認める団体</p> <p>〔事業概要〕 生産条件が不利な中山間地域において、水田から畑地への転換等のために行う簡易な基盤整備を支援します。</p> <p>〔補助要件等〕 (1) 中山間地域等直接支払交付金の対象地域で、農地面積が1ha未滿かつ地権者が2名以上であること。 (2) 水田から畑への転換等を図ること。</p> <p>〔補助限度額・補助率〕 事業費の62.5%以内</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>① 畦畔除去 : 農用地等の区画形質の変更（簡易な段差修正、整地等を含む）</p> <p>② 暗渠排水 : 地形に応じた暗渠の新設若しくは変更又は心土破壊（浅層・補助暗渠を含む）</p> <p>③ 客土 : 地形に応じた客土（混層耕を含む）又は、これと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等</p> <p>④ 用排水路 : 農業用排水施設の新設、廃止、変更、補修</p> <p>⑤ 進入路 : 進入路の新設、廃止、変更、補修</p> <p>⑥ 耕作放棄地解消 : 耕作放棄地の解消（障害物の除去、除礫、深耕、整地、侵入防止柵の設置等）</p> <p>⑦ 電牧柵 : 電牧柵</p> <p>⑧ 鳥獣害防止柵 : 鳥獣害防止柵</p> <p>⑨ 特認事項 : 上記以外で県が相当と認めるものなど</p> <p>〔問合せ先〕 農地整備課 農村環境農道G TEL:029-301-4259</p>

地域の農業のあり方について話し合いをしたい

事業名	人・農地問題解決加速化支援事業（国：地域計画策定推進緊急対策事業）														
分類	【農地・基盤整備】【農村活性化、都市農村交流】														
事業要旨	高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農業者等による協議（話し合い）を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に必要な取組を支援します。														
事業概要	<p>〔事業主体〕 (1) 市町村推進事業 市町村 (2) 農業委員会推進事業 農業委員会</p> <p>〔事業内容〕 (1) 市町村推進事業 地域計画の策定に向けた市町村の取組を支援します。 ・協議の実施・結果の取りまとめ・公表など ・地域計画の策定、関係者への説明会等の開催など (2) 農業委員会推進事業 計画策定の内、農業委員会による目標地図の素案作成の取組を支援します。</p> <p>〔対象経費〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">実施主体</th> <th style="width: 50%;">内容</th> <th style="width: 15%;">対象経費</th> <th style="width: 20%;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市町村</td> <td>協議の実施・取りまとめ（コーディネーターの活用、協議の結果のとりまとめ、公表等） 地域計画の策定等（地域計画の策定、関係者への説明会等の開催）</td> <td>謝金、旅費、 事務等経費、 人件費、 委託費</td> <td style="text-align: center;">国 定額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農業委員会</td> <td>目標地図の素案作成</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず都道府県、市町村及び農業委員会で具備すべき備品・物品等の購入（地図情報システム等を含む。）又はリース・レンタルに係る費用については補助対象外とします。 注2：他の国の補助事業と重複して補助を受けないものとします。 注3：人件費の算定等に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）によるものとします。</p> <p>〔問合せ先〕 農業経営課 基盤強化G TEL：029-301-3833 または、最寄りの農林事務所 企画調整部門 県北：0294-80-3301、県央：029-221-3012、鹿行：0291-33-6285 県南：029-822-7083、県西：0296-24-9164</p>			実施主体	内容	対象経費	補助率	市町村	協議の実施・取りまとめ（コーディネーターの活用、協議の結果のとりまとめ、公表等） 地域計画の策定等（地域計画の策定、関係者への説明会等の開催）	謝金、旅費、 事務等経費、 人件費、 委託費	国 定額	農業委員会	目標地図の素案作成		
実施主体	内容	対象経費	補助率												
市町村	協議の実施・取りまとめ（コーディネーターの活用、協議の結果のとりまとめ、公表等） 地域計画の策定等（地域計画の策定、関係者への説明会等の開催）	謝金、旅費、 事務等経費、 人件費、 委託費	国 定額												
農業委員会	目標地図の素案作成														